

発議第7号

富士市議会議規則の一部を改正する規則制定について

富士市議会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月18日提出

| | |
|--------------|------|
| 提出者（富士市議会議員） | 高橋正典 |
| 賛成者（富士市議会議員） | 下田良秀 |
| 〃（〃） | 望月昇 |
| 〃（〃） | 杉山諭 |
| 〃（〃） | 太田康彦 |
| 〃（〃） | 小池義治 |
| 〃（〃） | 鈴木幸司 |

富士市議会会議規則の一部を改正する規則

(令和 年 月 日)
議会規則第 号

富士市議会会議規則（昭和41年富士市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「決定書の交付」を「決定の通知」に、

「第149条懲罰動議の審査」を 「第149条懲罰動議の審査」に、
「第149条の2代理弁明」

「第154条協議又は調整を行うための場」を 「第154条協議又は調整を行うための場」に
「第154条の2協議等の場の開催方法の特例」

改める。

第3条中「ときも」を「ときも、」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条中「行なう」を「行う」に改める。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第23条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第24条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」

に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第25条から第27条まで及び第28条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第29条中「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第30条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第35条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第38条中「まつて」を「待つて」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第42条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第44条第2項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは、」の次に「議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

第54条中「終つた」を「終わつた」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第2項中「場合は」を「場合は、」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第57条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第59条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第60条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第65条中「取消し」を「取り消し」に、「発言の訂正をする」を「発言を訂正する」に改める。

第66条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条に次の3項を加える。

3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表

決システムにより表決をとることができる。

4 電子表決システムにより表決をとる場合には、可とする者は賛成のボタンを、否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

5 電子表決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣告をした時点で、出席議員が賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押してないときは、その出席議員は、否としたものとみなす。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第72条、第73条第1項及び第74条中「行なう」を「行う」に改める。

第76条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第77条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第86条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第88条中「行なう」を「行う」に改める。

第89条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第90条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第99条中「終つた」を「終わった」に改める。

第103条中「すべて」を「全て」に改める。

第105条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第106条第1項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第108条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第110条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第111条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第113条中「取消し」を「取り消し」に改める。

第114条第1項中「委員長」を「委員会における委員長」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第6項中「はかり」を「諮り」に改める。

第116条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第117条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第119条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第120条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第121条、第122条第1項及び第123条中「行なう」を「行う」に改める。

第125条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第126条第1項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第127条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第129条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第129条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第129条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第130条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第131条第1項中「意見を付け」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第133条中「その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第134条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第138条を次のように改める。

(決定の通知)

第138条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第145条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第147条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第149条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第149条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第150条中「行なう」を「行う」に改める。

第151条中「こえる」を「超える」に改める。

第7章中第154条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第154条の2 前条の協議等の場については、委員会条例第12条の2各号のいずれかに該当すると認めるとときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



令和7年11月18日提出

富士市議会

議長 笠井 浩様

提出者（富士市議会議員） 高橋正典

賛成者（富士市議会議員） 下田良秀

〃（〃） 望月昇

〃（〃） 杉山諭

〃（〃） 太田康彦

〃（〃） 小池義治

〃（〃） 鈴木幸司

富士市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。

（提案理由）

大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由または育児、介護その他のやむを得ない事由により、委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合にオンライン委員会を開催できるようにするほか、所要の整備を行うため、規則の一部を改正する。